

「J:COM ガス supplied by 東京ガス」重要事項説明

本書面はお客さまが「J:COM ガス supplied by 東京ガス」をお申しいただくにあたり、供給条件等の重要な内容についてご説明し、お客さまにご理解いただくための書面です。以下の内容を十分にご確認くださいますようお願い申し上げます。

1. J:COM ガスの提供について

①ガス小売事業者である東京ガス株式会社(以下、「東京ガス」といいます)と取次契約に基づき、東京ガスが供給するガスを J:COM ガスとして供給します。

※J:COM ガスの各契約種別に関する適用条件、料金、割引制度、設置確認、解約その他詳細は、弊社が定める「J:COM ガス supplied by 東京ガス基本約款」(以下「基本約款」)および「選択約款」等(以下、「選択約款」)(以下、基本約款と選択約款をまとめて「約款」)、東京ガスが別途定める託送供給約款、ガス工事約款に定めるとおりです。

②ガス取次事業者は、以下の表のうちお客さまに別途交付される「申込書控」または「お申込内容確認書」にて特定される事業者です。

商号:株式会社ジェイコム東京 本店:東京都練馬区高野台 5-22-1 代表者:代表取締役社長 足立 好久 電話番号:0120-999-000(9:00～18:00 年中無休)	商号:株式会社ジェイコム湘南・神奈川 本店:神奈川県横浜市中区本町 4-43 A-PLACE 馬車道 5F 代表者:代表取締役社長 國分 孝夫 電話番号:0120-999-000(9:00～18:00 年中無休)
商号:株式会社ジェイコム千葉 本店:千葉県浦安市入船 1-5-2 プライムタワー新浦安 17 階 代表者:代表取締役社長 石原 哲也 電話番号:0120-999-000(9:00～18:00 年中無休)	商号:株式会社ジェイコム埼玉・東日本 本店:埼玉県さいたま市浦和区常盤 10-4-1 代表者:代表取締役社長 菊池 孝太郎 電話番号:0120-999-000(9:00～18:00 年中無休)
商号:土浦ケーブルテレビ株式会社 本店:茨城県土浦市真鍋 1-11-12 延増第一ビル 代表者:代表取締役社長 橋本 祐一 電話番号:0120-999-000(9:00～18:00 年中無休)	

③ガス小売事業者は以下の通りです。

東京瓦斯株式会社 住所 東京都港区海岸一丁目 5 番 20 号 電話番号 0570-002211(※IP電話等、フリーダイヤルをご利用になれない場合 03-6735-8787 受付時間 月～土曜日 9:00-19:00 日曜日・祝日 9:00-17:00 ガス小売事業者の登録番号:A0020
--

2. ご契約条件について

①東京ガスから都市ガス供給を受けられる物件にお住まいの方。

②約款に定められる適用条件の対象である方。

・弊社または東京ガスは、約款に定められる適用条件の対象であるかどうかを確認するため、機器の所有状況を確認します。

また、J:COM ガス契約締結後においても、弊社または東京ガスが必要と判断する場合においては、機器の所有状況を確認させていただく場合があります。機器の所有状況確認のため、住宅への立ち入りにご協力をお願いします。住宅への立ち入りに承諾していただけない場合、J:COM ガスをお申しいただけない、または J:COM ガスの契約が解除となる場合がございます。あらかじめご了承ください。

・機器撤去により約款に定められる適用条件の対象ではなくなった場合、弊社へ速やかにご連絡をお願いします。

・約款に定められる適用条件の対象ではないにもかかわらず、約款に基づくサービスをご使用いただいていることが判明した場合、本来お支払いいただくべき料金とお客さまにお支払いいただいた料金の差額を請求いたします。

③以下の場合、J:COM ガス契約のお申し込みを承諾しないことがあります。

- (1) J:COM ガスを適用開始日から1年未満に解約されたお客さまが、解約日から1年未満に同一需要場所において再度 J:COM ガスの申し込みをいただいた場合。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約の場合は、この限りではありません。
- (2) J:COM ガス適用開始日から1年未満に選択約款に基づく他の契約種別へ変更のお申し込みがなされた場合。
- (3) 弊社、東京ガスまたは一般ガス導管事業者*の責めによらない事由によりガスの供給が不可能、もしくは著しく困難な場合。
*一般ガス導管事業者とは、東京ガスを指します(平成29年4月に施行される改正ガス事業法第2条第6項に明記)。
- (4) 約款に定める供給または使用の制限事由や供給停止事由に該当する場合。
- (5) お客さまが弊社または東京ガスとの他の契約(すでに消滅しているものも含みます)の料金または延滞利息をそれぞれの契約に規定する履行期限日を経過しても支払われていない場合。
- (6) 内管工事を一般ガス導管事業者以外が実施した場合。
- (7) J:COM ガスの契約前に他のガス小売事業者とガス供給契約を締結していないお客さまが、J:COM ガスにお申し込みいただいた場合。
- (8) 複数メーターを所持かつ一括で請求を行っている場合。
- (9) 建物内にメーターがあり、閉栓作業に立会いが必要な場合。
- (10) 東京ガスの電気、ガスサービスをセットで需給契約を締結中、もしくは申し込み中の場合。

④お客さまのガスのご使用状況や、気候の変化等によるガスご使用量の変動、原料価格の変動状況によっては、これまでの料金と比べて高くなる月があることを了承の上、お申し込みください。

3. ご契約にあたり

①J:COM ガスの契約は、弊社指定の申込書により、お客さまからのお申し込みを受け、弊社がこれを承諾した場合に成立します。

※他のガス小売事業者への解約連絡については弊社から東京ガスへ連携して、東京ガスが代行して行います。J:COM ガスサービス開始とともに現在お客さまが契約されている他のガス小売事業者との都市ガス供給契約は解約されます。

②J:COM ガスサービス開始は、契約成立日以降、かつ、各種手続き完了後初回定例検針日の翌日を適用開始日とし、ガス小売供給を開始します。

③サービス開始後、弊社より「ご契約内容のご案内」(電磁的方法または紙面による交付)により、お客さまにサービス開始日を通知させていただきます。

④J:COM ガスが技術的または設備的な要因によりご提供できない場合には、J:COM ガスに関するご契約(お申し込み)を解除させていただきます。この場合、J:COM ガスを含む長期契約プランが解除となり、J:COM ガスを含まない長期契約プランの適用となります。

⑤J:COM ガス契約締結に伴い、現在お客さまが契約されている他のガス小売事業者とのガス供給契約に基づき、当該ガス小売事業者より解除に伴う違約金等が発生する場合があります。また、当該ガス小売事業者で利用されているポイント等のサービスが失効、停止する等お客さまにとって不利益になる事項が発生する場合がございます。詳しくは、J:COM ガスをお申し込みされる前のガス小売事業者へお問い合わせください。

4. ご利用料金などについて

①ご請求について

- ・J:COM ガスのご請求は定例検針日・サービス開始日によっては、翌々月となる場合がございます。
- ・初回請求は、サービス開始日から初回定例検針日までの月額利用料金(日割り計算となります)。

②月額利用料金・料金算定について

・J:COM ガスの月額利用料金は、選択約款の料金表を適用して、弊社がお知らせするガス使用量に基づき、その料金算定期間の料金(基本料金および従量料金の合計額)を算定いたします。詳細は以下をご確認ください。

(1) ガス使用量の算定について

原則として毎月1度、定例検針日に、一般ガス導管事業者による検針を受けていただきます。前回の検針日(東京ガスがあらかじめ定めた毎月1度の検針を行う日)の翌日から今回の検針日までの期間を1カ月(以下、「料金算定期間」とし、その間のガスのご使用量を算定します(日割り計算を行う場合を除く)。

(2) ガス料金の計算方法

弊社は当該ご使用量に基づき料金表を決定し、ガス料金を計算します。ガス料金は「基本料金」と「従量料金」の合計額とします。なお、割引がある場合は、その合計額から割引額を差し引きます。

・月の途中でJ:COM ガスの契約種別変更を行った場合には、変更申し込み後の初回定例検針日の翌日を基準とし、料金算定を行い清算します。

・解約等により料金算定期間が29日以下または36日以上となる場合や定例検針日の翌日から次の定例検針日までの期間が24日以下または36日以上となる場合には、基本料金を日割計算してガス料金を計算します。

・弊社は、都市ガスの原料価格の変動に応じ、約款の料金表・割引制度に定める単位料金を毎月算定いたします。

③割引適用・割引額について

・J:COM ガスを含む該当の長期契約プランをご利用される場合、J:COM サービスの月額利用料金から毎月100円割引を行います。

※切替時期によっては、毎月の割引額(100円/月)が翌月分と翌々月分が合算された請求となる場合がございます。

・割引は、J:COM ガスを含む長期契約プランのすべてのサービスがサービス開始(開通)した月の翌月から適用となります。

・J:COM ガスを含む長期契約プランのサービスのいずれかが解除、もしくは解約となった月の翌月から割引は適用されません。

5. 供給ガスの熱量、圧力および燃焼性について

①J:COM ガスは、燃焼性によって類別されますが、弊社供給ガスの類別は13Aです。ガス機器は13Aとされているガス機器が適合いたします。

(1) 熱 量 標準熱量……45メガジュール 最低熱量……44メガジュール

(2) 圧 力 最高圧力……2.5キロパスカル 最低圧力……1.0キロパスカル

(3) 燃焼性 最高燃焼速度……47 最低燃焼速度……35 最高ウォッベ指数……57.8 最低ウォッベ指数……52.7

ガスグループ……13A 燃焼性の類別(旧呼称)……13A

6. お客さま側の保安等に関するご協力について

ガスの供給にあたり、東京ガスが定める託送供給約款に規定された以下の事項にご協力いただきます。

詳しくは、東京ガスの託送供給約款(<https://www.tokyo-gas.co.jp/takusou/service.html>)をご参照ください。

①お客さまは、東京ガスがガスの使用に伴う危険の発生を防止するためにお知らせした事項等を遵守して、ガスを適切かつ安全に使用していただくとともに、保安業務に協力するよう努めていただきます。

②東京ガスは、保安上必要と認める場合には、お客さまの構内または建物内に設置した供給施設、ガス消費機器について、修理、改造、移転もしくは特別の施設の設置を求め、または使用をお断りすることがあります。

③東京ガスは、検針や検査および調査のための作業、供給施設の設計、施工または維持管理に関する作業等を実施するため、お客さまの承諾を得てお客さまの供給施設または消費機器の使用場所に立ち入らせていただきます。この場合、正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。

④ガス漏れを感知したときは、ただちにメーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、東京ガスに通知していただきます。この場合、東京ガスは、ただちに適切な処置をとります。

⑤ガスの供給または使用が中断された場合、マイコンメーターの復帰操作をしていただく等、お客さまに東京ガスがお知らせした方法で、中断の解除のための操作をしていただくことがあります。供給または使用の状態が復旧しないときは、東京ガスに通知していただきます。

- ⑥ガス需給契約が解約された後も、ガスメーター等、東京ガス所有の既設供給設備を、設置場所の所有者または占有者の承諾を得て、その場に引き続き置かせていただくことがあります。
- ⑦お客さまは、内管、昇圧供給装置、ガス栓、ガス消費機器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を東京ガスに請求することができます。この場合、検査の結果が法令等に定める基準に適合しているかにかかわらず、検査料をご負担していただきます。
- ⑧一般ガス導管事業者のガス工事約款(以下、「ガス工事約款」といいます)の規定によりお客さまの資産となる供給施設(内管およびガス栓等)についてはお客さまの責任において管理していただきます。また、一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、お客さまの資産となる供給施設について検査および緊急時の応急の措置(内管等の緊急保安、内管等の検査)等の保安責任を負います。ならびに消費機器の調査・危険発生防止周知については東京ガスが保安責任を負うものとします。なお、お客さまが弊社または東京ガスの責に帰すべき事由以外の事由により損害を受けたときは、弊社は賠償の責任を負いません。

7. オプションサービスの提供

- ①東京ガスは J:COM ガスのお客さまに対し、東京ガスまたは東京ガスが委託するサービス提供会社によるオプションサービスを提供することがあります。オプションサービスをご利用される場合には、東京ガスが別途定める規約に従っていただきます。オプションサービスの内容(適用条件・適用期間等)については、その変更や中止なども含めて東京ガスのホームページ等でお知らせしますので、東京ガスへお問い合わせください。
- ②暮らし見守りサービス(ガス見守り)に加入中であり、当該サービスの支払方法が J:COM ガスと同一の場合、東京ガスが別途定める当該サービスご利用規定の記載に関わらず、サービス料金は J:COM ガス料金と合算にて J:COM に支払うものとします。
- ③警報器リースに加入中であり、当該サービスの支払方法が J:COM ガスと同一の場合、東京ガスが別途定める当該サービス約款の記載に関わらず、リース料金は J:COM ガス料金と合算にて J:COM に支払うものとします。また、支払期日・支払い方法等は J:COM からのガス料金と同様とします。

8. その他注意事項について

- ①J:COM ガス提供開始後は、一般ガス導管事業者は毎月の検針票(ガスご使用量のお知らせ)を発行いたしませんので、ご使用量の確認はお客さま情報ページ(www.myjcom.jp)をご覧ください。紙面でご使用量の明細発行をご希望の場合は、月額 150 円(税抜)にて発行いたします。ご希望の際は、J:COM カスタマーセンターへお問い合わせください。
- ②J:COM ガスへの切替月は、東京ガスまたは J:COM ガスお申し込み前にご利用の他のガス小売事業者、および弊社の双方から請求が行われる場合があります。
- ③ガス使用に伴いガス工事を必要とする場合には、お客さまよりガス工事約款に基づき、一般ガス導管事業者にごガス工事をお申し込みいただきます。この場合、当該ガス工事にかかる費用はお客さま負担となり、一般ガス導管事業者に対し、直接お支払いいただきます。
- ④内管、昇圧供給装置、ガス栓、ガス機器、ならびにお客さまのために設置されるガス遮断装置および整圧器は、お客さまの所有とし、これにかかる費用はお客さまの負担で設置いただきます。
- ⑤本支管および整圧器(お客さまのために設置される整圧器は除きます)は、一般ガス導管事業者の所有とし、ガス工事約款に定める差額に生じた場合は、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金としてお客さまにご負担いただきます。
- ⑥その他設備に関するお客さまの費用負担については、ガス工事約款の定めによるものとします。
- ⑦弊社、東京ガスまたは一般ガス導管事業者は、災害等その他の不可抗力が生じた場合や保安上またはガスの安定供給上必要な場合等には、お客さまへガスの供給を制限(停止)、もしくは中止することがございます。
- ⑧お客さまのお申し出による解約(クーリングオフを含む)、弊社からの契約解除の後には、お客さまご自身で他の小売ガス事業者へガスのご契約に関するご連絡、契約のお手続きをお願いいたします。手続きが行われず、無契約となった場合は、ガスの供給が止まる場合があります。
- ⑨ご契約時またはご契約後に対象機器の設置・使用状況の確認のため、東京ガスの担当者にご連絡のうえ、お客さま宅にお伺いする場合がございます。

9. 個人情報の取扱いについて

- ①弊社は、お客さまよりお預かりした個人情報、およびガス供給に関する情報(ガス供給地点特定番号、ガス使用名義、ガス使用場所、契約種別、検針日、契約状態等)を、ガス供給切替手続きのために、東京ガス、一般ガス導管事業者、および他の小売ガス事業者との間で、共同で利用することがあります。
- ②弊社は、J:COM ガスサービスの運用・保守などのため、お客さまよりお預かりした個人情報、ガス供給に関する情報、およびメーターガス栓位置情報に関する情報の一部を委託先に開示いたします。
- ③弊社は、J:COM ガスサービスの保守、サポート、アフターサービス、新規サービスの開発やサービスレベルの維持・向上のため、また、当グループの商品・サービスの販売および販売促進のため、お客さまの J:COM ガスサービスの認証情報、毎時利用ガス量、ガス利用頻度、ガス利用時間帯、利用履歴に関する情報を収集し、生年月日、契約内容、住所に関する内容を突き合わせて利用することがございます。

以 上

内容現在 2020 年 9 月 1 日

株式会社ジェイコム東京、株式会社ジェイコム湘南・神奈川、株式会社ジェイコム埼玉・東日本、
株式会社ジェイコム千葉、土浦ケーブルテレビ株式会社

お問合せ先:J:COMカスタマーセンター

フリーコール 0120-848-816

(受付時間 9:00～18:00)